

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和6年度 ヤングケアラー相談サポート事業
発 注 課	子ども未来局子ども育成部子どものくらし・若者支援担当課
選 定 事 業 者	公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会
<p>随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）</p> <p>本業務は、ヤングケアラーやその家族、関係する職員や地域関係者が安心して相談できる環境を整備し、必要な支援につなげることによって、ヤングケアラーの心身の健やかな育ちを支え、自立の推進に資することを目的としている。</p> <p>ヤングケアラー支援は、適切な福祉サービスにつなげるなどの専門知識はもとより、就労支援などのヤングケアラーの将来に向けた支援に関する知識も重要であり、自立に向けたキャリアサポートなど18歳以降にも切れ目のない支援が必要であることから、受託団体には子どもから若者と幅広い年齢層に関する豊富な知識や経験、ノウハウが不可欠である。併せて、関係する民間団体や各支援機関とのネットワークを活用した相談支援の実施や、現在交流サロンに来所しているヤングケアラーへの継続的な支援が実行できる体制や関係性が求められる。</p> <p>今回契約候補者とする公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会は、札幌市若者支援総合センターの指定管理者であり、当該センターでは、若者が抱える様々な悩みの総合相談窓口として、日頃より進学や就職など若者の悩みや希望に寄り添った相談支援を実施しており、若者支援の実績とノウハウを持ち合わせている。</p> <p>また、「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」の事務局となっており、本業務に求められる多機関連携の中核を担っており、関係機関との連携に関しても十分な実績を持っていると認められる。</p> <p>併せて、同法人に委託した令和5年度の交流サロンでは、その参加者のほとんどが継続参加につながっており、現在相談支援につながっている参加者が複数いることは、参加者と相談員が回を重ねるごとに築いた信頼関係により成り立つものである。引き続き、子どもが安心して過ごし、相談できる場となる交流サロンの提供には、現行の体制において構築された関係性を生かした実施が不可欠であり、事業の引継ぎでなし得るものではない。</p> <p>以上により、当法人の他に同等の対応が可能な団体が存在しないことから、本契約の相手方は当該法人に特定され、契約の性質又は目的が競争入札に適しないため。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和6年3月12日